

国際的 二重課税の恐れ —— 移転価格税制強化



加納孝彦

ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 バイスプレジデント

- ①近年、米国は財政赤字の削減のため、外国（特に日本を中心として）から米国に進出する企業に対し、課税の強化に乗り出している。移転価格税制はその代表例である。
- ②移転価格税制は大企業だけではなく中小企業にも適用されるが、その対応には、製造原価資料・会計帳簿等を英語に翻訳し保管しなければならない等のきわめて重い負担がある。
- ③この問題は国と国との私企業に対する税金の取り合いであるが、二国間で移転価格に対する協議が完全になされておらず、企業のみが痛手を負う危険性がある。

1993年1月1日より、米国政府は日本企業への課税強化を実施する。過去、数百億円単位で、わが国大手自動車メーカーなどに適用・追徴された移転価格制度の改正がそれである。移転価格とは、関連会社間の取引価格をいうが、例えば、日本の親会社が米国子会社に商品を輸出する際、その移転価格を、相手が通常の取引先に販売する価格よりも故意に高く設定すると、親会社の利益は増え（日本での法人税等は増える）、子会社での利益は減る（米国で納める法人税等は減る）。

こうした二国間での関連会社取引において、意図的な利益配分を防ぎ、歪められた税額を本来のあるべき税額に修正することにより、税収を確保することがこの移転価格税制で、二国政府間の私企業に対する税金の取り合いを調整する法律ともいえる。

米国の外資系企業の課税強化

1989年、財政赤字に苦しむ米国議会は『外資系企業が十分な税金を払っていない』とのレポートを作成、その後、次々と移転価格税制に関して改正がなされた。現在、特に日系企業に焦点を当てて、徴税の為の事前調査が行なわれているといわれている。

この税制改革の主な内容は次の通りである。

①外国関係会社と米国子会社との取引に関する

報告・記録保持義務および代理人承認義務

②外国法人の米国支店に報告・記録保持義務

米国子会社とは、外国株主に25%以上直接・間接に所有されている米国法人をいい、記録保管義務については、米国の子会社との取引に関係したすべて

の外国関係会社の取引記録を対象とし、米国で販売されている重要な製品・モデル（サービスも含む）ごと、その製造・販売に関係したすべての関係会社の原価・費用・利益を分析した原価計算資料・損益分析書までも含むものである。

つまり、これらの過去の資料を英訳し、保管しなければならないという訳である。

移転価格税制に完全な対抗策はない

この税制への対策は2つある。まず、事前確認制度だ。これは、米国現地法人が日本から製品等を輸入する際、米国国内歳入庁（日本の国税庁にあたる）に対し、その価格が適正かどうかを事前に審査・承認してもらい、追徴処分を避ける方法である。ただ、この場合、原価計算書類や財務諸表等、膨大な書類の提出が必要で、また承認までの期間も相当かかる。

次に、仮に米国政府から追徴がなされたとしても企業にとっては国際的な二重課税となるので、その該当額については、日本の課税当局に対し還付請求ができるというものだ。ただし、これには、日米当局間で相互協議により移転価格が合意される必要がある。もとより、わが国の税法にも移転価格税制はあり、その妥当な価格（独立企業間価格とよんでいる）の算定方式も存在する。しかし、日米当局の認定する移転価格に差があると、二重課税は解消されないことになる。

日系大企業が、この税制のやり玉に挙げられる可能性は極めて高い。改正されたこの税制を丹念に調べ、将来に備え慎重に対処すべきであろう。